

名義後援・共催（スポーツ推進）取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、西宮市がスポーツ推進に係る各種事業を後援し、又は共催する基準及び手続き等について必要な事項を定める。

（申請）

第2条 事業を行う団体等は、原則として開催日の1年前から1ヶ月前までの間に、西宮市の後援又は共催を受けようとするときは、後援・共催名義使用申請書（様式第1号）により申請しなければならない。

（後援の基準）

第3条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、次の各号に掲げる条件を満たすものに後援することができる。ただし、市長が特に認めるものはこの限りではない。

- (1) 市の方針に従い、スポーツの推進に寄与するもの
- (2) 政治的又は宗教的活動に関連のないもの
- (3) 特定の団体等の利害に著しい影響を及ぼすおそれのないもの
- (4) 全市民を対象とするもの又は公共性の高いもの
- (5) 原則として、開催地が市内であるもの
- (6) 主催者の存在が明確であり、規約・役員組織・事務局・経理機構が整備されているもの。また、事業計画・運営等において、自主的活動を行うことができ、事業遂行能力が十分であると認められるもの
- (7) 主催者等の代表者及び役員並びに事業に従事する者が西宮市暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年西宮市条例第67号）第2条各号に規定する暴力団員及び暴力団密接関係者でないこと
- (8) 入場料等が著しく過重でないもの
- (9) 法令に違反しないもの

2 前項の規定にかかわらず、市長が特に不相当と認めたものは、後援しないものとする。

（共催の基準）

第4条 市が共催する事業は、前条に加え、次の各号に掲げる条件を満たすものであることを要する。

- (1) 国・地方公共団体、又は全市的な組織をもつ団体が主催するもの
- (2) 事務又は経費の分担があり、その範囲が明確であるもの
- (3) 市の意見が反映されるもの

2 市長は、前項に規定するもののほか、運動施設の指定管理者が指定管理業務における

自主事業を実施する場合は、共催の承認をすることができる。

(承認)

第5条 市長は、前2条の規定により、後援又は共催の承認をしたときは、後援・共催決定通知書(様式第2号)により、申請を行った団体等に通知する。

(名義使用上の条件)

第6条 市長は、後援又は共催の承認をする際には次の各号に掲げる全ての条件を付するものとする。

- (1) 事故等が発生した場合は、事業者の責任において対応・処理し、直ちに報告すること。
- (2) 事業において発生した事故等について、市は損害賠償その他一切の責任を負わないものとする。
- (3) 申請内容に変更のあった場合は直ちに届出ること。
- (4) 対象となる事業以外に名義を使用しないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特に必要と認める条件。

(事業実施報告)

第7条 後援又は共催の承認を受けた団体等は、事業終了後、速やかに事業実施報告書、又はそれぞれの実施報告書に記載すべき項目を記載した文書により、市長に実施報告をするものとする。

(承認の取消し)

第8条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、第5条の規定による承認を取り消すとともに、以後の事業に対する後援及び共催については、原則として承認しないものとする。

- (1) 第2条の規定による申請の内容が虚偽の場合
- (2) 市の指示事項、名義使用上の条件に反する場合
- (3) その他市長が不適切と判断した場合

(細則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、実施について必要な事項は、別に定めるものとする。

付 則 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。